

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2021年6月18日現在

～2021年6月17日

2021年6月18日～

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(1)～(23)	(略)
(24) 定期利用 期間内に契約の 解除等があった 場合の料金の適 用	ア～イ (略)

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(1)～(23)	(略)
(24) 定期利用 期間内に契約の 解除等があった 場合の料金の適 用	ア～イ (略)

～2021年6月17日

2021年6月18日～

ウ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3若しくはプラン5、コース2のメニュー1のプラン1若しくはプラン3又はコース3のメニュー1のプラン1若しくはプラン3に限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	定額利用料の減額（月額）
コース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	100円（110円）
コース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
コース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

ウ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3若しくはプラン5、コース2のメニュー1のプラン1若しくはプラン3又はコース3のメニュー1のプラン1若しくはプラン3に限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	定額利用料の減額（月額）
コース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	100円（110円）
コース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
コース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

～2021年6月17日

2021年6月18日～

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として2,400円（不課税）を支払っていただきます。

a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又は才欄の定期利用を継続又は契約したとき

c タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(ウ) (略)

エ (略)

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として2,400円（不課税）を支払っていただきます。

a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又は才欄の定期利用を継続又は契約したとき

c タイプ8への細目又は区分等の変更をしたとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(ウ) (略)

エ (略)

～2021年6月17日

オ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4若しくはプラン6、コース2のメニュー1のプラン2若しくはプラン4又はコース3のメニュー1のプラン2若しくはプラン4に限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	定額利用料の減額（月額）
コース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6	50円（55円）
コース2のメニュー1のプラン2又はプラン4	
コース3のメニュー1のプラン2又はプラン4	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

2021年6月18日～

オ 第2種契約者（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4若しくはプラン6、コース2のメニュー1のプラン2若しくはプラン4又はコース3のメニュー1のプラン2若しくはプラン4に限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	定額利用料の減額（月額）
コース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6	50円（55円）
コース2のメニュー1のプラン2又はプラン4	
コース3のメニュー1のプラン2又はプラン4	

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

～2021年6月17日

2021年6月18日～

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として1,200円（不課税）を支払っていただきます。

a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又はウ欄の定期利用を継続又は契約したとき

c タイプ8への細目又は区分等の変更したとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(ウ) (略)

カ 第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）及び1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として1,200円（不課税）を支払っていただきます。

a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて本欄又はウ欄の定期利用を継続又は契約したとき

c タイプ8への細目又は区分等の変更したとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(ウ) (略)

カ 第2種契約者（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、1-2-1（利用料）及び1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

～2021年6月17日

2021年6月18日～

区分	基本額の減額 (月額)
タイプ8のコース1又はコース3	1,100円 (1,210円)

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) (略)

(ウ) 第2種契約者は、(ア)の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として11,000円（不課税）を支払っていただきます。

- a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき
- b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せてウ欄又は才欄の定期利用を継続又は契約したとき

区分	基本額の減額 (月額)
タイプ8のコース1又はコース3	1,100円 (1,210円)

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) (略)

(ウ) 第2種契約者は、(ア)の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として11,000円（不課税）を支払っていただきます。

- a 第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき
- b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せてウ欄又は才欄の定期利用を継続又は契約したとき

～2021年6月17日	2021年6月18日～
-------------	-------------

	c タイプ8間の区分等の変更をしたとき d 違約金を請求しないと当社が判断したとき (工)～(オ) (略)
(25)～(28)	(略)

1-2 料金額 (略)

	c タイプ8間の区分等の変更をしたとき d 違約金を請求しないと当社が判断したとき (工)～(オ) (略)
(25)～(28)	(略)

1-2 料金額 (略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1-1 (略)

1-2 光アクセス回線に係る工事費の適用

区分	内容
(1)～(10)	(略)
(11) 工事費の分割	<p>ア 当社は、第2契約者から新規開通工事費について分割を行ってほしい旨の申出があった場合は、30回に分割した費用 (以下「分割支払金」といいます。) を適用 (以下「分割支払い」といいます。) します。</p> <p>ただし、新規開通工事費の合計額が2,000円 (2,200円) の場合はこの限りではありません</p>

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1-1 (略)

1-2 光アクセス回線に係る工事費の適用

区分	内容
(1)～(10)	(略)
(11) 工事費の分割	<p>ア 当社は、第2種契約者から新規開通工事費について分割を行ってほしい旨の申出があった場合は、次に規定する回数に分割した費用 (以下「分割支払金」といいます。) を適用 (以下「分割支払い」といいます。) します。</p> <p>ただし、新規開通工事費の合計額が2,000円 (2,200円) の場合はこの限りではありません</p> <p>(ア) 30回</p> <p>(イ) 20回</p>

～2021年6月17日

2021年6月18日～

イ (略)

ウ 分割支払いの期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から29か月後の料金月までとします。

エ～キ (略)

(12)～(15) (略)

2 工事費の額

2-1～2-2 (略)

2-3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費

2-3-1 新規開通工事費

イ (略)

ウ 分割支払いの期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から次に規定する料金月までとします。

<u>分割の回数</u>	<u>内容</u>
<u>30回</u>	<u>その料金月から29か月後の料金月まで</u>
<u>20回</u>	<u>その料金月から19か月後の料金月まで</u>

エ～キ (略)

(注) 当社は、アの(ア)に規定する分割回数の申出があつたとしても、この申出を承諾しません。

(注) 当社は、アに規定する分割回数の変更の申出があつたとしても、この申出を承諾しません。

(12)～(15) (略)

2 工事費の額

2-1～2-2 (略)

2-3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費

2-3-1 新規開通工事費

~2021年6月17日	2021年6月18日~
-------------	-------------

区分	単位		工事費の額	区分	単位		工事費の額
(ア) コース1の プラン1からプ ラン3、プラン 13からプラン 15、プラン25若 しくはプラン26 に係るもの、又 はコース3のプ ラン1からプラ ン3若しくはプ ラン13からプラ ン15に係るもの	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事		1の工事 ごとに 18,000円 (19,800円)	(ア) コース1の プラン1からプ ラン3、プラン 13からプラン 15、プラン25若 しくはプラン26 に係るもの、又 はコース3のプ ラン1からプラ ン3若しくはプ ラン13からプラ ン15に係るもの	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事		1の工事 ごとに 18,000円 (19,800円)
	宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事		1の工事 ごとに 7,600円 (8,360円)		宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事		1の工事 ごとに 7,600円 (8,360円)
	宅内に訪問しない工事		1の工事 ごとに 2,000円 (2,200円)		宅内に訪問しない工事		1の工事 ごとに 2,000円 (2,200円)
(イ) (ア)以外 のもの	光配線方式	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事 ごとに 15,000円 (16,500円)	(イ) (ア)以外 のもの	光配線方式	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事 ごとに 15,000円 (16,500円)
		宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事 ごとに 7,600円 (8,360円)			宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事	1の工事 ごとに 7,600円 (8,360円)
		宅内に訪問しない工事	1の工事 ごとに 2,000円 (2,200円)				宅内に訪問しない工事

～2021年6月17日	2021年6月18日～
-------------	-------------

	LAN配線方式	宅内に訪問する工事	1の工事ごとに	7,600円 (8,360円)
		宅内に訪問しない工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	VDSL方式	宅内に訪問する工事	1の工事ごとに	15,000円 (16,500円)
		宅内に訪問しない工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)

	LAN配線方式	宅内に訪問する工事	1の工事ごとに	7,600円 (8,360円)
		宅内に訪問しない工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	VDSL方式	宅内に訪問する工事	1の工事ごとに	15,000円 (16,500円)
		宅内に訪問しない工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)

備考

1 第2種契約を申込み者は、(ア)の場合において、宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事に係る工事費を1暦日ごとに分割して支払うことができます。この場合、初回の支払い額は3,000円(3,300円)とし、2回目以降30回目までの支払い額は500円(550円)とします。

1 第2種契約を申込み者は、(ア)の場合において、宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

分割の回数	支払い額	
	分割の支払い額	合計額
30回	初回 <u>3,000円(3,300円)</u>	<u>18,000円</u>
	<u>2回目以降 500円(550円)×30回</u>	<u>(19,800円)</u>
20回	<u>初回以降 900円(990円)×20回</u>	<u>18,000円</u> <u>(19,800円)</u>

～2021年6月17日

2021年6月18日～

2 第2種契約を申込み者は、(イ)の場合において、宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事に係る工事費を1暦日ごとに分割して支払うことができます。この場合、初回の支払い額は3,000円(3,300円)とし、2回目以降30回目までの支払い額は400円(440円)とします。

2 第2種契約を申込み者は、(ア)の場合において、宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

分割の回数	支払い額	
	分割の支払い額	合計額
30回	初回 1,600円 (1,760円)	7,600円
	2回目以降 200円 (220円) ×30回	(8,360円)
20回	初回以降 380円 (418円) ×20回	7,600円
		(8,360円)

3 第2種契約を申込み者は、(イ)の光配線方式の場合において、宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

分割の回数	支払い額	
	分割の支払い額	合計額
30回	初回 3,000円 (3,300円)	15,000円
	2回目以降 400円 (440円) ×30回	(16,500円)
20回	初回以降 750円 (825円) ×20回	15,000円
		(16,500円)

～2021年6月17日

2021年6月18日～

3 第2種契約を申込み者は、宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事に係る工事費を1暦日ごとに分割して支払うことができます。この場合、初回の支払い額は1,600円（1,760円）とし、2回目以降30回目までの支払い額は200円（220円）とします。

4 第2種契約を申込み者は、(イ)の光配線方式の場合において、宅内に訪問し、既設の屋内配線を利用する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

分割の回数	支払い額	
	分割の支払い額	合計額
30回	初回 1,600円（1,760円）	7,600円
	2回目以降 200円（220円）×30回	(8,360円)
20回	初回以降 380円（418円）×20回	7,600円
		(8,360円)

5 第2種契約を申込み者は、(イ)のLAN配線方式の場合において、宅内に訪問する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

分割の回数	支払い額	
	分割の支払い額	合計額
30回	初回 1,600円（1,760円）	7,600円
	2回目以降 200円（220円）×30回	(8,360円)
20回	初回以降 380円（418円）×20回	7,600円
		(8,360円)

～2021年6月17日

2021年6月18日～

6 第2種契約を申込み者は、(イ)のVDSL方式の場合において、宅内に訪問する工事に係る工事費を分割して支払うことができます。この場合、次に規定する額を支払い額とします。

<u>分割の回数</u>	<u>支払い額</u>	
	<u>分割の支払い額</u>	<u>合計額</u>
<u>30回</u>	<u>初回 3,000円 (3,300円)</u>	15,000円
	<u>2回目以降 400円 (440円) ×30回</u>	(16,500円)
<u>20回</u>	<u>初回以降 750円 (825円) ×20回</u>	15,000円
		(16,500円)

2-3-2～2-3-12 (略)

第3表 (略)

2-3-2～2-3-12 (略)

第3表 (略)